

新潟家庭裁判所委員会(第20回)議事概要

新潟家庭裁判所委員会

第1 日程等

1 日時

平成25年6月13日(木)午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

新潟家庭裁判所大会議室

3 出欠状況

委員の出欠状況は、別紙のとおり

4 傍聴者

なし

第2 議事

1 委員長の選任

委員の互選により、満場一致で橋本昌純新潟家庭裁判所長を委員長に選任した。

2 運営細則の改正

総委員の3分の2以上の賛成により、委員会運営細則第7条第1項(3)「家事首席書記官及び少年首席書記官」を「首席書記官」に改めた。

3 成年後見制度について(意見交換)

意見交換に先立ち、裁判所出席者が、成年後見制度の概要について説明した。

(委員長)

裁判所からの説明を踏まえて、皆様から御意見等を頂きたいと思いますが、その前に説明内容について、御質問等があれば伺います。

(学識経験者委員B)

統計資料の事件数は、イコール申立て数ということでしょうか。今年申立てをした方がまた翌年申立てをするということはありませんか。また、平成18年の事件数が突出している理由は、集団申立てがあったという説明でしたが、具体的にどのような内容の申立てであったのか教えていただきたい。

(裁判所出席者)

統計資料の事件数ですが、基本的には今年申立てをした方がまた翌年申立てをすることはありません。ただし、例外として、保佐開始の審判を受けた方が、判断能力の状態が悪くなってしまい、後に後見を開始するという場合があります。この場合は、事件数が重複するケースに該当します。また、平成18年の事件数が突出したことについてですが、施設に入所している方々が一斉に申立てをした年でした。

(裁判所出席者)

平成18年は、障害者自立支援法が施行された年です。その影響もあって申立件数が増加しました。

(委員長)

ほかに御質問等がないようですので、先に進みたいと思います。今回のテーマに成年後見制度を取り上げた趣旨ですが、先ほどの裁判所からの説明では、新潟家庭裁判所本庁では即日受理審査等を実施して、なるべく申立人の方に負担を掛けないよう配慮したり、場合によっては、申立日当日に開始の審判を出すこともあるようですが、まだまだ本制度は使いづらいという指摘もあり、今後の運営改善に向けて何が考えられるのか、そのような御意見はどこから出てくるのか、裁判所内にいるとなかなか分からない部分もあります。何か御意見があれば伺いたいと思います。

(学識経験者委員F)

例えば、相続放棄の手続をする場合に、弁護士に依頼して手続をとり、成年後見制度を利用しないという選択肢はあるのでしょうか。

(法曹委員I)

本人に判断能力があれば、弁護士に委任することも可能ですが、その能力が欠けているということになれば、成年後見制度を利用していただかなければ相続放棄の手続を進めたくても進められないということになります。

(裁判所出席者)

実際の生活の場面においては、本人の預貯金を引き出すために、本人の家族が金融機関に行ったとしても、金融機関は、本人でないと払出しはできない旨の説明をします。その本人に判断能力がないということになれば、成年後見制度を利用しなければならないと考えざるを得ないことになります。

(学識経験者委員 F)

本人のために管理する財産というのは、どのようなものがあるのでしょうか。

(裁判所出席者)

金銭的価値のあるものは全て財産と考えております。例えば、預貯金が0円の方であっても、判断能力がなくなって、成年後見制度を利用しなければならないということになると、後見開始等の申立てをすることになります。年金も管理する財産に含まれます。

(学識経験者委員 A)

一般の方々が成年後見制度を利用するに当たって、使い勝手が良くないと感じるのは、成年後見制度そのものの分かりづらさもあると思います。今の金融機関は、本人確認を厳重に行っています。これは、犯罪を未然に防止するという観点からも非常に有効な手段なのですが、一般の方々にとっては、とても面倒に感じる人が多いと思います。成年後見制度を利用する際には、利用する目的があるわけです。例えば、保険金の受取や定期預金の解約などが考えられますが、そのときだけ成年後見制度を利用したいという考えが強いと思います。後見が開始されると、本人が死亡するか判断能力が回復するまでの間、後見事務をしていかなければならない。財産管理をきちんと行い、家庭裁判所から管理に対する問合せ等があった場合には、速やかに回答しなければならない。もちろん犯罪を防ぐためには必要なことなのですが、家族としては、非常に使いづらいと感じるのだと思います。少しでも後見人に選任される方の負担を軽くするという観点から、後見開始等の申立てから決定までの期間が短縮されていることは評価できると思いますが、使いづらいという声は、成年後見制度そのものに関わっている部分だと思います。したがって、どう解決できるのかということについては、難しいと感じています。

(法曹委員 J)

先ほども話がありましたが、後見が開始されると、本人が死亡するか判断能力が回復するまでの間、後見事務をしていかなければならないというのは、利用する側からすると重く感じます。例えば、原告代理人として交通事故による損害賠償請求をする際に、原告本人が交通事故による後遺障害等で判断能力がなくなってしまっているような場合には、成年後見制度を利用せざるを得ませ

ん。実際には奥さんが身近にいて、財産もほとんど有しない方であれば、財産管理自体それほど必要性がないにもかかわらず、損害賠償金が発生すれば別ですが、この裁判提起だけのために、いちいち後見人選任の手続を経てから行わなければならないのは、なかなか大変な部分もあります。そういう意味では、やはり、重い手続だという感じがします。事実、認知症の方などは、施設に入所しているケースが非常に多いので、家庭裁判所に後見人を選任してもらわなければならないいろいろなことができないということではなく、施設の立場で、施設の方が本人の代理をすることができるというような制度があれば、使いやすいのではないかと思います。ただし、本人の財産管理との関係で、施設に対する管理はどのように行うのか、というような問題も出てきますので、そこは難しい問題もあるのかもしれませんが。

（法曹委員Ⅰ）

確かに、親族や家族の方にとっては、本人に対する日々のお世話と財産管理の両方をしなければならないので、非常に大変かとは思いますが。家庭裁判所としては、特に財産管理の部分を監督しますので、財産管理報告書と共に預貯金通帳の写し等も提出していただき、その管理が適切でないような場合には是正をお願いすることになります。また、管理する財産が高額であれば、その責任も重くなってきますので、このような場合は後見支援信託制度を利用して、本人の生活に必要な部分の財産だけを管理していただければよいと思います。

（委員長）

後見人に対する報酬ですが、以前は親族の後見人には報酬を支払っていない時期もあったようですが、現在はどうでしょうか。

（法曹委員Ⅰ）

報酬については、家事審判の申立てをしていただき、審判で報酬を決めてお支払します。報酬額の基準や目安等については、インターネット等で公開している家庭裁判所もあります。

（学識経験者委員Ⅰ）

本人のための制度なのか、後見人になる方の制度なのか、本人の財産が知らない間にどんどん減っていくのを防ぐというのは分かりませんが、成年後見制度自体の具体的なイメージが沸きません。最近、成年被後見人に選挙権が付与さ

れたという報道がされていましたが、逆に今まで付与されていなかったのかと感じましたし、その一票がどのくらいの最終的な価値になるのかは分かりませんが、改めて後見制度自体を考えてみようと思いました。どこかの弁護士が後見人の立場を利用して横領行為をしたという報道もされており、こういうことがあって初めて我々も知ることになるのですが、実際、新潟県内のどのくらいの家庭で具体的に成年後見制度を利用しているのかがよく分かりませんし、申し訳ないのですが、具体的な成年後見制度のイメージが分かりにくい、日常生活からは少し遠い制度だと感じました。年老いた両親と同居しているとか、家計や財産が重複している部分がある、といったような方であれば、大事な制度だと思いますが、核家族化という少し言葉は古いのですが、孤立する家族からの視点で考えると、余り直結しない制度なのだと思います。

(法曹委員J)

どのような場合に成年後見制度を利用するのかという話がありましたが、やむにやまれず使っているというのが実情だと思います。例えば、相続放棄の手続の際に、弟の財産を相続することになったけれども弟の財産を放棄したいということになれば、意思能力がないので後見人を選任するしかありません。本来的には、本人に財産がないのであれば、この後見人は財産管理をする必要がないにもかかわらず、相続放棄の手続をするためだけに、やむを得ず成年後見制度を利用するということとなります。このようなケースは、むしろ多いのではないかと感じます。

(学識経験者委員C)

パスポートみたいに、1回分とか一生分というような目的に応じて使い分けができるような法整備は、今後あるのでしょうか。

(法曹委員J)

そのようないわゆるライトなものがあればよいのですが、現状はありませんので、一度後見人が選任されると本人が死亡するか判断能力が回復するまでの間は、財産管理をし続けるというところが、先ほど話した重いという辺りにつながってくるのだと思います。

(学識経験者委員G)

認知症の方がかなりの割合で、成年後見制度を利用することを想定している

と思うのですが、別々に暮らしている家族が、認知症にかかりつつある親のマイナスの財産がどのくらいあるのか、プラスの財産が幾らあるのかが分からず、親の症状が段々重くなってしまっていて、兄弟のうちの誰かが後見人になって財産管理をするということになった場合を考えると、それは事前に知っていた方が便利だと思いつつあるのですが、そうすると、この成年後見制度というものの自体、大変有り難いものだと思えてきましたので、もっと成年後見制度を広く一般の方々に対して、PRしていただいた方がよいと思います。

(学識経験者委員C)

高齢化社会という背景事情からも、ニーズは増えるでしょうね。

(学識経験者委員G)

そういう背景事情があるので、事件数が年々増加しているのだと思います。

(学識経験者委員A)

多大な財産を有している方で、いずれ相続するであろう人数は多数いるけれども、そのうちの誰か1人と同居しているような場合で、その同居している方が、多大な財産を有している方の判断能力が衰えてきたときに、成年後見制度を利用しておいた方がきちんと財産管理ができますし、逆に成年後見制度を利用せずにそのままの状態にしていると、兄弟姉妹間で疑心暗鬼になったり、親の財産であるにもかかわらず、同居している方が自由に消費しているのではないかというようなもめ事になるケースもあるので、この成年後見制度というのは有効に使われると思うのですが、事件数が年々増加しているのは、このようなケースではなくて、先ほども話にありましたが、やむにやまれずに成年後見制度を利用しているという方がたくさんいるからだと思います。例えば、相続財産が家だけで相続が発生した場合、複数いる相続人の中に認知症等の知的障害症状のある方がいると、遺産分割協議の手続を進めるためには、成年後見制度を使って、その方に後見人を選任しなければなりません。実際にこのようなケースで成年後見制度を利用する方はたくさんいるのだと思います。このようなところに使いづらさを感じるのかもしれませんが、これは制度上避けられない問題であり、致し方ないという感じがします。

(委員長)

家庭裁判所の成年後見制度PRが不足しているということなのではないでしょうか。

(学識経験者委員 A)

金融機関等からの促しで成年後見制度を利用する方がたくさんいますので、必要なところには情報が行き届いていると思います。

(委員長)

家庭裁判所では、家事手続案内というものを行っています。成年後見制度に関するものも多いと思いますが、成年後見制度を利用する方は、どのような状況で家庭裁判所の窓口に来庁されるのでしょうか。

(裁判所出席者)

やはり、成年後見制度を利用する方は、何らかの動機があります。本人の身辺について面倒を見ている方が、困って来庁することが多いと思います。具体的事案でいうと遺産分割のケースが多いと感じます。

(学識経験者委員 A)

やはり、日々しなければならぬ本人の世話が大変で、管理する財産がほとんどないのに、成年後見制度を利用せざるを得なくなり、後見人になって後見事務を担当する方の苦勞は相当なものだと思います。ただ実際に、後見等開始の申立てをした方には、想像していたよりは、大変な手続ではなかったという方は少なくないと思います。しかし、成年後見制度を利用しようと考えている方の中には、家庭裁判所は敷居が高いと感じている方もいます。後見等開始申立てに必要な書類一式を整えるだけでも凄く苦痛に感じる方は多いと思います。

(委員長)

後見人候補者ですが、従前は、本人の身上監護をしている親族後見人が多く、その後に法律的な問題が生じた場合には、弁護士や司法書士等の法律の専門家に後見人選任を依頼するというような流れでしたが、現在は、市民後見人や社会福祉士に対して後見人選任を依頼するケースもあり、かなりバリエーションは広がっていると思います。成年後見制度が導入された当初は、財産をほとんど有していない方で、身上監護をしている親族の中に後見人候補者がいないような場合には、極めて低い報酬額で社会福祉士に後見人選任を依頼するケースもあったようですので、やむにやまれずというよりは、本人のための制度として機能していたのではないかと思います。先ほど、成年後見制度というのは

誰のための制度であるのかという話がありましたが，その点についてはいかがでしょうか。

(法曹委員 I)

遺産分割協議であれば，きちんと本人のために法定相続分を確保するための制度だと思いますし，本人が交通事故に遭って，保険会社に対して保険金を請求しようとするようになった際に，本人の意思能力が不十分であれば，後見人がその手続を代理して行い，保険金受領という効果を本人に帰属させることからしても，やはり成年後見制度は本人のための制度だと思いますし，受け取った後の保険金を後見人が適切に管理するという観点からも，同様だと思います。

(学識経験者委員 G)

成年後見制度は，とても大事な制度であるということがよく分かりました。

(学識経験者委員 F)

後見開始等の申立てをしようと思って家庭裁判所に来庁する方は，どのような情報で制度を知ったのかということについて，調査をしていますか。

(裁判所出席者)

そのような調査は行ったことはありませんが，申立てに来られる方々の話を聞くと，金融機関や法務局から，家庭裁判所に行って成年後見制度について説明を受けた方がいいと促されて来庁し，家事手続案内を利用するという方が多いと思います。

(学識経験者委員 F)

少子高齢化社会という背景事情から見ても，今後も事件数は増加すると考えられることから，どのように成年後見制度の P R をするのか，パンフレット等を配るにしても，その配布先をどうするのか，インターネットを閲覧しないような高齢者に対しても，情報が行き渡るようにするために，P R の方法も工夫した方がよいと思います。

(裁判所出席者)

パンフレット等の配布については，市役所や区役所にも配布しています。

(学識経験者委員 F)

市役所や区役所に配布しているということであれば，市報に載せてもらえるように依頼する方法もあると思いますし，周知・P R の方法はいろいろ考えら

れると思います。

(裁判所出席者)

裁判所のウェブサイトにて成年後見制度に関する情報を掲載して、利用を考えている方々に対して、周知をしています。

(学識経験者委員 B)

現代社会においては、認知症の方が増加しており、今後も成年後見制度を利用する方々も増えると考えられますので、広く浅く新潟県民に対して、成年後見制度を浸透させる必要があると思います。先ほどの裁判所からの説明にもありましたが、新潟家庭裁判所では、平成25年4月から後見事務専門の書記官室を設置したという点は、正に将来を見据えた処置だと思いますし、あとは、どのような形で成年後見制度という制度の概要を周知し、浸透させていくのかに尽きると思います。

(学識経験者委員 E)

このような社会問題について、家庭裁判所だけがいろいろPRをして効果を出そうとしても結果は出ないと思います。やはり、認知症・高齢化という背景事情があり、これは行政のテーマでもありますので、新潟県や県内の市区町村の福祉関係に携わる部局とも連携してPRする必要があると思います。先ほど、市報を利用してPRするという話がありましたが、この成年後見制度自体、新しい制度ではないので、大々的には取り上げてもらえないことが予想される以上、地道なPR活動が求められると思います。

(学識経験者委員 F)

専門職の後見人が選任された場合、その後見人に対する報酬ですが、相場みたいなものはありますか。

(裁判所出席者)

後見人の報酬については、裁判所のウェブサイトに載っています。

(裁判所出席者)

後見人になってからの期間や、仕事の軽重によって報酬額は変わります。

(委員長)

後見人の不正行為をどのように予防するのか、家庭裁判所としても、とても重要な問題です。今までは、裁判所が関連する国家賠償請求訴訟では、国家賠

償を認容する判断はほとんどなかったのですが，広島高等裁判所でなされた判決は，後見人の不正行為において，家庭裁判所の後見人に対する監督が不十分であったという理由で，国家賠償請求を認容し，その訴訟は確定しました。この判決以降，いかに後見人の不正行為を防止するかということが，家庭裁判所の喫緊の課題となっています。不正行為の防止という観点から，何か御意見等がありますか。

（法曹委員H）

やはり事件数が多く，年々増加している中で，家庭裁判所が監督事務をしなければいけないという状況は，大変だと感じました。実際に，監督事務というのは，どのようなことを行っているのですか。

（法曹委員I）

後見人から財産状況の報告を求める形式をとっています。収支報告書と財産目録を提出していただき，それを点検します。前回の報告から財産状況はどうなっているのか，年間収支を確認して，収入が上回っている報告であれば，財産も増加していなければなりません。収支，財産の変動についても，適切なものかどうかといったような点について，書面審査をして確認します。その結果，財産管理に問題があると判断した場合には，後見人に対して，家庭裁判所調査官による面接を実施したり，裁判官による審問をすることもあります。

（委員長）

決められた提出期限までに後見人から報告書が提出されないときは，不正の予兆かもしれませんので，報告が遅れている原因を聴取したり，また，遅れて提出された報告書の内容を確認して，場合によっては審問を実施するということになるのだと思います。

（学識経験者委員C）

後見監督を行う件数はどのくらいあり，何人の職員で後見監督の事務処理を行っているのですか。

（裁判所出席者）

今年の推計では，年間567件となりますが，この数字を更に超える可能性が高いと考えています。担当する職員は書記官4人ですが，裁判所の非常勤職員である参与員にも協力してもらい，後見監督の事務処理を行っています。

(学識経験者委員D)

私どもは、知的障害者の方や身体障害者の方からも相談を受けています。先ほど、平成18年に事件数が激増した理由として、障害者自立支援法が施行されたという説明が家庭裁判所からありましたが、障害者施設への入所は、原則本人と施設とで契約をして入ることになりました。代理をする人がいない知的障害者の方などについては、家庭裁判所に後見人を選任してもらって、その後見人が本人の代理人として契約をしてもらっていますので、事件数が増加したのだと思います。

また、障害者の方に支給される障害年金を誰かが管理することになりますが、中にはその年金を横領してしまうようなことも全国的にはあります。このようなことが起こらないように、しっかりとした方に後見人になってもらって、家庭裁判所の後見監督事務も適正に行っていただき、本人の権利を守るという認識を持って、きちんと成年後見制度を運用して行くことが大事だと思います。

(委員長)

家庭裁判所には、実務を行うに当たって、本日の意見交換を参考にさせていただき、家庭裁判所が適正・円滑に機能していけるように、家庭裁判所委員会として期待したいと思います。

4 次回の話題事項

(委員長)

今回は、「少年に対する教育的な措置の充実に向けた取組について」をテーマに協議することに決定

第3 次回期日

平成25年11月22日(金)午後1時30分から午後3時30分まで

(別紙)

新潟家庭裁判所委員会出席者及び欠席者

1 委員

(1) 出席者

委員長	橋本昌純
学識経験者委員	小池泰子
同	近隆
同	佐藤彰
同	田代健一
同	田村秀
同	深海義郎
同	堀内敬子
法曹委員	河原克巳
同	三上乃理子
同	三部正歳

(2) 欠席者

学識経験者委員	吉川美貴
同	佐藤たづ子
同	堀内貞子
同	渡辺隆

2 委員以外の裁判所の出席者

首席家庭裁判所調査官	大貫充
首席書記官	寺尾順治
次席家庭裁判所調査官	佐藤卓代
次席書記官	福本修
事務局長	森田正則
事務局次長	丸山和子